## 罹災証明申請書

新座市長	宛て -	年	月	日		
申請者 (世帯主)	住 所 (現在の連絡先) (ふりがな) 氏 名	電話番号 生年月日	年月	日		
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合 は記入不要)	住 所 (ふりがな) 氏 名	電話番号 申請者との関係				
罹災原因	年 月	日の	l	よる		
被災住家 <sup>※</sup> 等 の所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)						
※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。						
住家の被害	□ 浸水被害(□床上 □床下)	□ その <b>他</b>	也被害(以下	に記入)		
住家以外の 被害 (写真を添付)	<ul><li>□ 非住家建物(事業所や空き家</li><li>□ 外構・設備 □ 家財道</li><li>□ その他(</li></ul>	など居住のために負	使用していな	:い建物) )		
写真による 被害区分の 判定(※) ※下記の場合には	□ 希望する(写真を添付) □ 希望しない は、現地調査を省略し、写真により被害区分	うを判定することが可	能です。			

- 写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。 ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合

  - ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合 ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの 被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)
- ※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹災証明書が 発行できない 場合の同意欄 (※) 非住家建物や時間の経過等によって被害と災害との因果関係が確認できない場合は、罹災証明書を発行できません。この場合、罹災届出証明書の発行となります。 \_\_\_\_\_\_

□ 確認しました

※罹災届出証明書は、住家以外の被害や間の経過等によって、被害と当該災害との因果関係が確認できない場合に、住家等に被害があったという届出が市にされたことを証明するものです。 罹災証明書のように、被害の程度を証明するものではなく、被害の届出があったことの証明であり、職員による現地確認は行いません。

罹災届出証明書はコンビニ交付ができません。

住家に関する 情報の内部 利用同意欄	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建筑の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があます。  □ 確認しました				
罹災証明書等 の必要枚数	枚				
罹災証明書等 の交付方法		)			
	□ コンビニ ※罹災証明書に限ります。罹災届出証明書はコンビニ交付ができません。 コンビニ交付の際にマイナンバーカードと印刷代(1枚につき10円)が必要で □ 避難所(	<del>ु ।</del> )			
※窓口に来る方が、本人又は同居の親族以外の場合のみ、委任者(世帯主等)は下記委任状に記入してください。					
委任状					
新座市長宛	年 月	日			
上記申請者に、罹災証明書の請求・受領について委任します。 ************************************					
	氏名				
受付日	現地調査  交付日  本人確認書類(交付時)				
	無 有(調査日: 年 月 日) ロマイナンバーカード □ 運転免許証 □ パスポート □ その他(	)			

受付番号 \_\_\_\_\_\_